



子ども・子育て支援新制度について

内閣府子ども・子育て本部

子ども・子育て支援新制度のポイント



新制度は、

- ・待機児童の解消、小1の壁の打破
- ・子育て不安の解消！

など、子どもや子育てを巡る諸課題を解決し、少子化の進行を食い止め、子どもを産み育てやすい社会の実現を目指す。

消費税率10%への引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、子育て支援の質、量の両面にわたる拡充を図る。

新制度の取組は、市町村が中心となって進める。

（地域の子育て支援ニーズを把握し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成し、計画的に整備）



子ども・子育て支援新制度の意義を改めて確認する

- 消費税増税分を活用して、社会全体で子どもの育ち、子育てを支える
（子ども・子育て支援の質・量両面にわたる充実を目指す）
- 待機児童を解消する
- 幼児教育の機会を保障する
- 地域の実情に応じて、認定こども園制度を活用する
- 在宅の子育て家庭を含め、支援する
（3歳未満の在宅子育て家庭への支援の重要性）
- 地域の実情に応じた子育て支援を展開する
- 当事者参画（地方版子ども・子育て会議等の活用）により、
子ども・子育て支援を進める



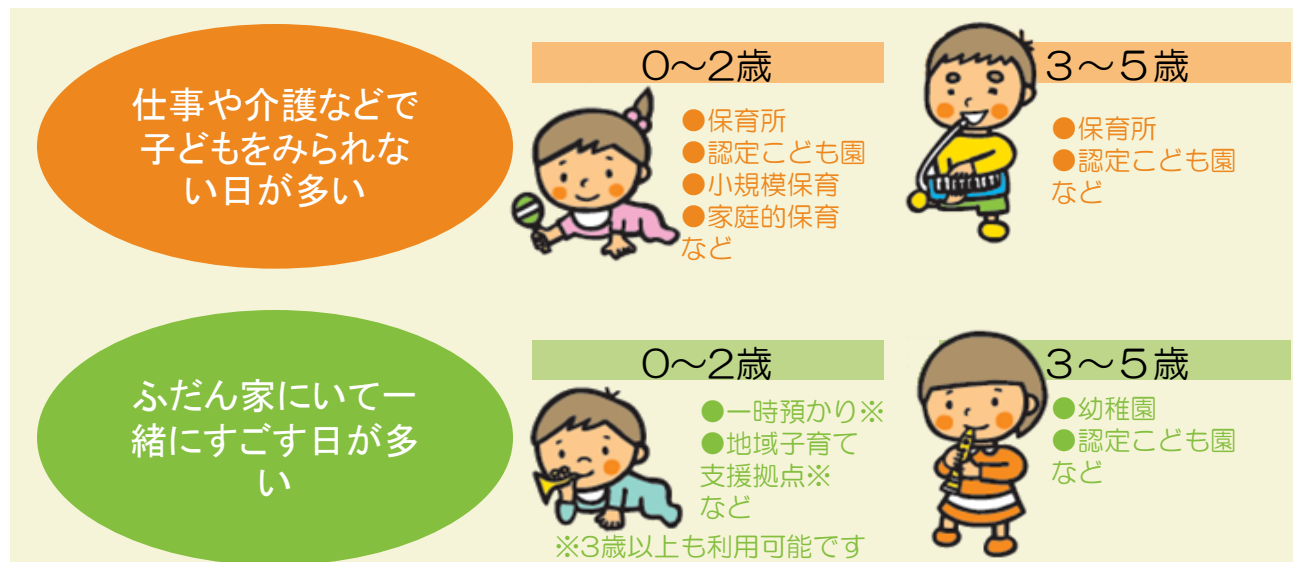
消費税増税分を活用し子育てを社会全体で支える

●支援の量^量を拡充！

待機児童の解消をはじめ、必要とする全ての家庭が利用できる支援を目指す。

子どもの年齢や親の就労状況に応じた多様な支援を用意。保育や子育て支援の選択肢を増やす。

1人目はもちろん、2人目、3人目も安心して子育てできるように、保育の受け皿を増やす。



※保護者が昼間家庭にいない小学生の通う「放課後児童クラブ」や子どもが病気のとくに預けられる「病児保育」などの支援も増やす。

●支援の質^質を向上！

子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指す。

(例)

幼稚園や保育所、認定こども園・
児童養護施設等の職員配置の改善

幼稚園や保育所、認定こども園・
児童養護施設等の職員の処遇改善

放課後児童クラブの充実

教育・保育の場の選択肢を増やす

幼稚園

3～5さい



【幼児期の教育を行う学校】

- ・親の就労状況などに関わらず入園できる。

保育所

0～5さい



- 【就労などのため家庭で保育のできない
保育所 保護者に代わって保育する施設】
- ・両親ともに就労している等の理由が必要。

認定こども園

0～5さい



【教育と保育を一体的に行う施設】

- ・保護者が働いていても、いなくても利用できる。
- ・「子育て支援の場」もある。

地域型保育

0～2さい



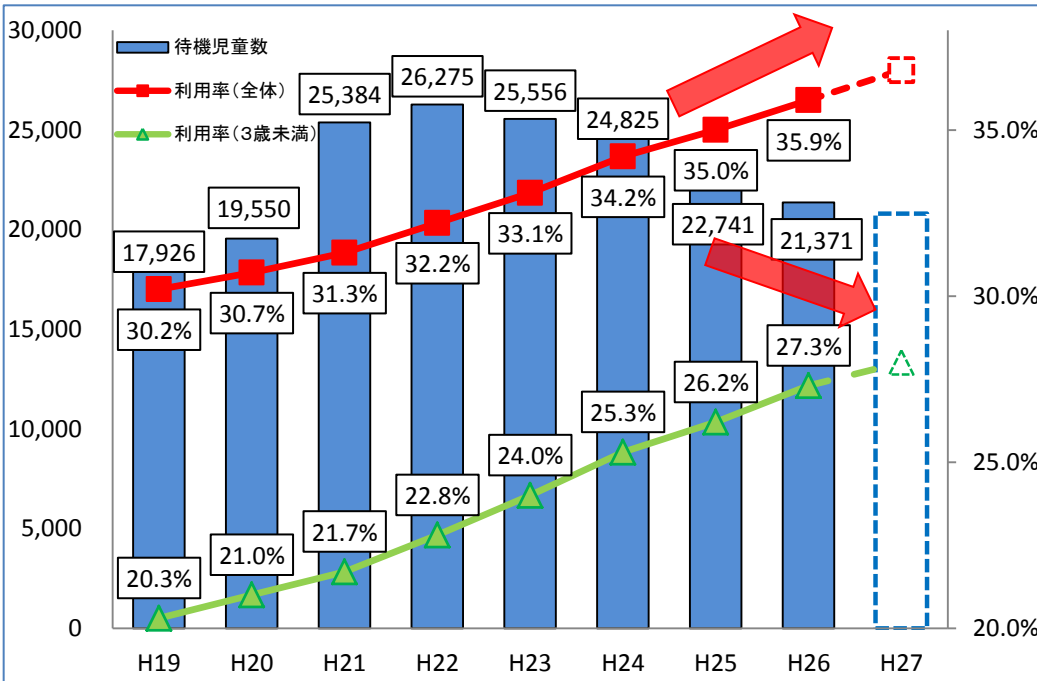
新しく
制度化

- 【施設より少人数の単位で、0-2歳
の子どもを預かる事業】
- ※小規模保育、家庭的保育
事業所内保育、居宅訪問型保育

※新制度に入らない私立幼稚園もある。新制度に入らない私立幼稚園の利用の手続きや保育料は今までどおり。

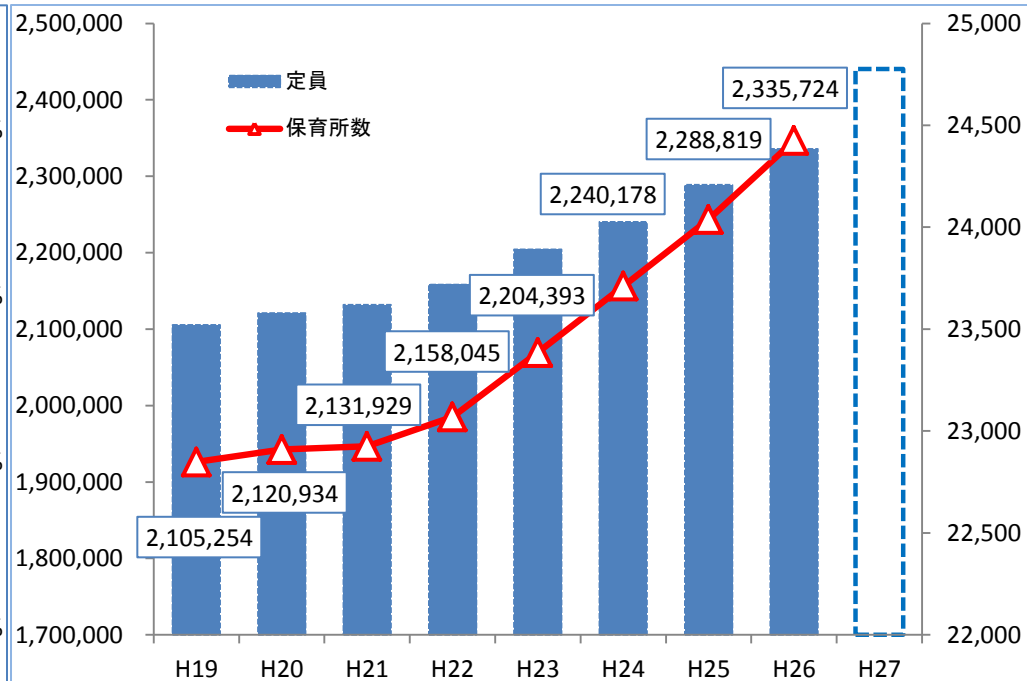
保育所利用児童数の推移

保育所待機児童数 及び、保育所利用率の推移



- 待機児童数は21,371人(H26)で4年連続の減少。
- 保育の潜在需要の顕在化により、利用率が増加。

保育所定員数、利用児童数 及び、保育所数の推移



- 平成25年度、26年度の2年間で約20万人の保育の受け皿が拡大する見込み。
- 平成29年度末までに、さらに約20万人の拡大を予定。

待機児童解消の具体策

<課題・現状>

<対 策>

①待機児童解消 加速化プラン

保育所を増やしても、潜在需要が掘り起こされ、待機児童が解消せず。

潜在需要も含めた市町村事業計画の策定と計画的に整備する待機児童解消加速化プランにより、国は、市町村の取組を支援し、平成29年度末までに40万人の受け入れ増を確保。

②保育の 認可制度の改善

自治体の裁量に任されており、基準を満たしても認可されない場合あり。

・客観的な基準を満たす限り、供給過剰である場合を除き、原則として認可しなければならない仕組みに。
(・株式会社であることを理由に認可しないことは認められない。)

③少人数の保育 への公的助成

原則、定員20人以上の施設(認可保育所)が対象。

19人以下の子どもを対象にした保育事業(小規模保育、保育ママ、事業所内保育)も認可事業とし、公費による安定的な運営支援。



新制度によって、私立幼稚園は何か変わるのか？

(注：各私立幼稚園が新制度に移行するかどうかを選択)

○公費による運営費支援が義務化、市町村には幼児教育の機会を保障する義務

※従来の私学助成・就園奨励費補助(予算補助)→施設型給付(義務的経費)による安定的な運営が可能に

※園には応諾義務が発生(＝正当な理由がなければ入園を拒否できない)

※市町村には、幼児教育の受け皿を確保する義務(例えば、認定こども園化を検討)

○保育料は、所得に応じ、市町村が決定

※従来は、園ごとに一律の保育料＋所得に応じた就園奨励費補助(キャッシュバック)の仕組み

※市町村が定める保育料とは別に、より手厚い教育を行うための対価として、上乗せ保育料を求められる場合もある

○幼児教育の質の向上を図る

※3歳児を中心に幼稚園教諭や保育士配置を改善

※幼稚園教諭や保育士の賃金等の処遇を改善

※保幼小接続の推進 など

○建学の精神に基づき、幼児教育を行う学校であることは不変

※園と保護者の直接契約の関係も不変

※保護者は、各園の教育方針や内容、上乗せ保育料などを理解した上で、園に直接申し込む

「認定こども園」制度化の背景

少子化の進行や教育・保育ニーズの多様化に伴い、地域の実情によっては、必ずしもこれまでの取組みだけでは対応できない状況が顕在化。

- 
- ・親の就労の有無で利用施設が限定（＝親が働いていれば保育所、働いていなければ幼稚園）。
 - ・少子化の進む中、幼稚園・保育所別々では、子どもの育ちにとって大切な子ども集団が小規模化。運営も非効率。
 - ・保育所待機児童が2万人存在する一方、幼稚園利用児童は10年で10万人減少。
 - ・育児不安の大きい在宅の子育て家庭への支援が不足。

地域の実情に応じた新たな選択肢としての「認定こども園」制度

多様なニーズに対応

- ・親の就労の有無に関わらず施設利用が可能に。
- ・適切な規模の子ども集団を保ち子どもの育ちの場を確保。
- ・待機児童解消にも寄与。
- ・育児不安の大きい在宅の子育て家庭への支援を含む地域子育て支援が充実。

《参 考》 認定こども園の数について

平成27年4月1日現在の「認定こども園」の数は全国で2,836件となり、前年度の1,360件からおよそ倍増

認定こども 園数	(公私の内訳)		(類型別の内訳)			
	公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
2,836	554	2,282	1,931	524	328	53

※認定こども園へ移行した施設の内訳は、幼稚園639か所、保育所1,047か所、認可外施設38か所、認定こども園として新規開園したものが16か所となっている。複数の施設が1つの施設に移行した場合等があるため、移行数と増加数は一致しない。

子ども・子育て支援法に基づく 「すべての子ども・子育て家庭」を対象とした支援

	家庭以外の保育を必要としない	家庭以外の保育を必要とする
3～5 歳児	【1号認定】 ○幼稚園 ○認定こども園 (幼稚園利用者： 3～5歳児の49.3%) (1*)	【2号認定】 ○保育所 ○認定こども園 (保育所利用者： 3～5歳児の44.5%) (2*)
0～2 歳児	地域の子ども・子育て支援 (3*) ○一時預かり ○子育て支援拠点 ○認定こども園等の 子育て支援機能 等 (保育所を利用していない者： 0～2歳児の72.7%) (4*)	【3号認定】 ○保育所 ○認定こども園 ○小規模保育 等 (保育所利用者： 0～2歳児の27.3%) (2*)

(1*)幼稚園利用者は「平成26年度学校基本調査」(文部科学省)より

(2*)保育園利用者は「保育所関連状況取りまとめ(平成26年4月1日)」(厚生労働省)より

(3*)地域の子ども・子育て支援は全てのこどもが対象

(4*)保育所を利用していない者は保育所利用者からの差引

※(1*)(2*)(4*)を算出する際の乳幼児数は「人口推計年報(平成25年10月1日)」より

利用者支援事業の創設

- 子育て家庭がニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などをしていきます。
- 利用方法等が分からないなど、**子ども・子育てに関する総合窓口**として、**誰もが利用できます。**

